

結婚新生活支援補助金 Q & A



登別市



I 住所編

Q 1-1. 登別市に住民票がないと対象になりませんか？

A 1-1. 申請する日に、夫婦の双方または一方が登別市に住民票があり、住民基本台帳に記録されている必要があります。

Q 1-2. 市外で結婚して登別市へ転入してきた場合は対象になりますか？

A 1-2. 婚姻を機に、登別市へ転入してきた場合は対象となります。

※申請日に、夫婦の両方又は一方が登別市に住所を有し、住民基本台帳に記録されていることが必要です。

Q 1-3. 今は登別市に住んでいませんが、対象期間には住んでいました。補助金の申請はできますか？

A 1-3. 申請日に、夫婦の両方又は一方が登別市に住所を有していることが必要であるため、既に市外へ転居されている場合は、申請できません。

Q 1-4. 住宅建築中等の事情により、夫婦の住民票の住所が当該住宅の住所となっていない場合、本事業の申請は可能でしょうか？

A 1-4. 申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていることが必要ですので、申請できません。

2 所得要件編

Q 2-1. 所得とはなんですか？

A 2-1. 所得税等の算定基礎となる所得の考え方に準じて算出した夫婦合算の額です。個人に複数の所得がある場合（例：給与収入と一時所得など）はこれらを合算した額となります。

Q 2-2. 夫婦の合計所得金額が「500万円未満」とありますが、年収でどのくらいですか？

A 2-2. 給与所得者の場合、年収に換算すると670万円が目安となります。ただし、夫婦それぞれの収入額によって計算方法が変わります。詳しい金額の確認方法はQ 2-3をご覧ください。

Q 2-3. 所得はどのようにして確認すればいいですか？

A 2-3. 市道民税の納税通知書や納付書で確認できます。また、所得が給与のみの場合は源泉徴収票でも確認できます。源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を参照してください。なお、上記書類に記載されている所得額はあくまで目安です。実際の申請には課税（所得）証明書が必要となりますのでご注意ください。

Q 2－4. 婚姻を機に離職又は育児休業を取得したため、現時点での収入はほとんどありませんが、所得はどうなりますか？

A 2－4. 申請時点で無職の場合や育児休業中であっても、申請の時点で発行される夫婦の直近の所得証明による所得の合算で判定します。

Q 2－5. 貸与型奨学金を返済しています。所得から控除することはできますか？

A 2－5. 申請の時点で発行される夫婦の直近の所得証明の期間に返済した金額を控除することができます。奨学金返還証明書（困難な場合は領収書や通帳の写し）を申請書に添付してください。

Q 2－6. 「技能者育成資金融資制度」を貸与型奨学金とみなしてよいでしょうか。

A 2－6. 貸与型奨学金とみなします。

Q 2－7. 1月1日時点で海外に居住していたため、日本国内で課税されていません。そのため、所得証明書を取得することができないのですがどうすればいいですか？

A 2－7. 住民票の写し等で、課税基準日に日本国内に居住していなかった事実を確認し、当該年の収入が確認できる資料（給与明細等）の写しを提出してください。課税基準日時点の為替レートを基準に所得額を推計します。また、収入がない場合は、無収入である旨の申告書（任意様式）の提出をしてください。

3 その他の要件編

Q 3－1. 再婚でも申請はできますか？

A 3－1. 補助を受けるために故意に離婚・婚姻した場合を除き、対象となります。ただし、夫婦の一方又は双方が本補助金を受けたことがある場合（他の自治体での補助を含む）は補助の対象となりません。

Q 3－2. 夫婦の一方又は夫婦の双方が日本国籍を有していない場合でも対象となりますか？

A 3－2. 国籍要件はありませんので、対象となります。

Q 3－3. 生活保護を受給していますが、対象となりますか？

A 3－3. 対象となります。ただし、本補助金の対象となる経費（住宅取得費用、住宅賃借費用及び引越費用）について、生活保護による生活扶助又は住宅扶助等、その他の扶助を受給している場合、その部分については本補助金の対象外となります。

Q 3－4. 現金以外（例：地域通貨、電子マネー、ポイント）により給付できますか？

A 3－4. 現金以外での給付は行っていません。

Q 3－5. 事実婚及びパートナーシップ制度は対象となりますか？

A 3－5.対象としていません。

4 対象経費編

Q 4－1.申請可能な期間や家賃・引越費用等の期間はいつからいつまでですか？

A 4－1.補助対象者の婚姻日は、事業実施年度の前年度の1月1日から事業実施年度の3月15日まで、補助対象となる支払期間は、事業実施年度の4月1日から事業実施年度の3月15日まで、住宅購入・リフォーム・賃貸借契約締結・引越の期間についても、事業実施年度の3月15日までとなっています。

Q 4－2.結婚を機に公営住宅へ転居しましたが、公営住宅に係る費用も対象となりますか？

A 4－2.対象となります。

Q 4－3.結婚を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合は対象となりますか？

A 4－3.対象となります。ただし、補助対象となるのは、同居開始後に生じた費用に限り、同居開始が結婚を機としたものでない場合は、婚姻日以降に生じた費用に限ります。なお、上記の場合ではなく、結婚を機に新たに物件を賃借する場合は、夫婦いずれかの名義で締結した賃貸借契約に基づくもののみが補助対象となります。ただし、婚姻日より前の賃貸借については、婚姻日から起算して1年以内に結婚を機に新たに物件を賃借した場合に限り、賃貸借が結婚を機としたものでない場合は、婚姻日以降に生じた費用に限ります。

Q 4－4.夫婦の一方又は双方の親等の親族が同居する場合は対象となりますか？

A 4－4.対象となります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要となります。

Q 4－5.親族が保有する物件を賃借又は取得した場合は対象となりますか？

A 4－5.対象となります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約書により内容が客観的に確認でき、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要となります。

Q 4－6.夫婦の一方が婚姻前から親等の親族と同居しており、結婚を機に配偶者が当該住宅に入居する場合、配偶者の引越費用は対象となりますか？

A 4－6.対象となります。ただし、補助対象となるのは、同居開始後に生じた費用に限ります。また、同居開始が結婚を機としたものでない場合は、婚姻日以降に生じた費用に限ります。

す。なお、上記の場合ではなく、婚姻を機に新たに物件を賃借する場合は、夫婦いずれかの名義で締結した賃貸借契約に基づくもののみが補助対象となります。ただし、婚姻日より前の賃貸借については、婚姻日から起算して１年以内に婚姻を機に新たに物件を賃借した場合に限り、賃貸借が婚姻を機としたものでない場合は、婚姻日以降に生じた費用に限ります。

Q 4－7. 婚姻日より前に行った引越費用は対象となりますか？

A 4－7. 婚姻に伴う引越費用であれば対象となります。

Q 4－8. 契約名義人は夫婦の親だが、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合や、夫婦のいずれか名義の口座から住宅賃借費用または住宅取得費用が引き落とされている場合は、補助の対象となりますか？

A 4－8. 対象となりません。

Q 4－9. 月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合、どうすればよいでしょうか？

A 4－9. 家屋の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は駐車場代等を含め補助の対象となります。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は当該金額を月々の賃料から控除した金額を対象とします。

Q 4－10. 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外となりますか？

A 4－10. 対象外となります。このため、勤務先が発行する住宅手当支給証明書や給与明細等により、手当支給額を把握し、当該金額を控除した金額を対象とします。

Q 4－11. 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件又は勤務先が所有する社宅に入居し、申請者は勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合、対象となりますか？

A 4－11. 対象となります。この場合、賃貸借契約書で賃借人が勤務先であること（社宅の場合は勤務先との間で社宅の使用に係る契約を締結していること（社宅使用契約書、入居決定通知書等。このような書類がない場合は、社宅使用申込書））、給与明細書等により補助対象者が勤務先に対し家賃相当額を支払っていること（給与天引きを含む。）を、それぞれ確認します。

Q 4－12. 賃貸借契約書に敷金に係る記載はないが、敷金の支払いを裏付ける領収書が発行されている場合、領収書の確認のみで足りるでしょうか。

A 4－12. 領収書の確認のみで可能です。ただし、領収書に記載されている費目が敷金となっていること、賃貸借契約書に記載されている住宅に対して支払われていることを書面

により確認します。

Q 4 - 1 3.住宅賃貸費用について、賃料等の一括前払いや日割り家賃は対象となりますか？

A 4 - 1 3.貸借契約に基づくものに限り、対象となります。

Q 4 - 1 4.引越費用について対象となる費用はどのようなものでしょうか？

A 4 - 1 4.婚姻に伴う引越費用のうち、引越業者又は運送業者（運輸局の許可を受けた運送業者）への支払いに係る実費が対象となります。したがって、不用品の処分費用や、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用等は対象となりません。

Q 4 - 1 5.新たに購入した家具などを新居へ直接配送してもらう費用は、対象となるか。

A 4 - 1 5.対象となりません。

Q 4 - 1 6.夫婦がリフォームを行う住宅の所有者である必要はありますか？

A 4 - 1 6.所有者であることは要しません。ただし、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること、また夫婦のいずれかの名義でリフォーム工事を契約し、夫婦のいずれかが費用を支払っていることが必要となります。したがって、自らリフォームを行った場合にかかった費用等は対象となりません。なお、リフォームを行う住宅が事務所兼自宅等の場合は、リフォームを行う部分が住居部分であること、費用が事務所経費で支払われていないことをそれぞれ確認します。

Q 4 - 1 7.賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか？

A 4 - 1 7.対象となります。ただし、賃貸借契約により、本来貸主が負担すべき修繕費用ではないことを確認します。

Q 4 - 1 8.住宅取得費用及びリフォーム費用について、金融機関へのローン払いは対象となりますか？

A 4 - 1 8.ローン契約に基づくものに限り、対象となります。また、融資金からハウスメーカー等に支払った場合は、金融機関へのローン払いのみが対象となります。なお、住宅取得費用については、物件（建物）の購入費に相当する費用のみ、リフォーム費用については、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用に相当する費用のみが対象となります。

Q 4 - 1 9.住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することができない場合の取扱はどのようになりますでしょうか？

A 4 - 1 9.売主等に確認いただき、建物代のみを補助対象とします。